

# 大谷學報

第六十卷 第一号

昭和五十五年六月三十日発行

---

教育と教養……………石原 鉄雄 (1)	——教育の基幹概念——
『宇治拾遺物語』と話主……………片岡 了 (11)	
《蓮宗宝鑑》管窺……………安藤 智信 (25)	——契嵩とのかかわりをめぐって——
苦悩の意味……………池上 哲司 (37)	
宗教的実践の課題……………秦 治人 (49)	——大行の開く世界——
新刊紹介……………(61)	
昭和五十四年度 修士・卒業論文題目一覧……………(65)	
彙報……………(80)	

---

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第五十九卷 第四号

果遂のちかい……………藤原 幸章

図書館活動へのアプローチ……………荷葉 堅正

『平家』文覚譚考……………渡辺 貞麿

—勸進聖と念仏聖—

「笠地藏」の背景……………齋藤寿始子

大谷学会研究発表会要旨

昭和五十四年度 寄贈交換誌目録

Dravya-indriya と Bhava-indriya ……長崎 法潤

—『フレイターナ・ミーマーンサー』解説研究  
Pm. 1. 1. 71~1. 1. 90—

大谷大学研究年報 第三十二集

言葉についての試論……………岩見 至

ハンスリック研究……………滝本 裕造

—「音楽美論」の問題点—

大乘莊嚴經論の研究……………舟橋 尚哉

—菩提品第一偈と第三十七偈を中心として—

真仮仏土論序説……………臼井 元成

道德の源泉へ向って……………鈴木 幹雄

—ベルクソン『道德と宗教の二源泉』  
を読むために—

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Articles :

Erziehung und Bildung ..... *Tetsuo Ishihara* ( 1 )  
—Stammegriffe der Pädagogik—

The *Ujishūi Monogatari* and  
its Narrator (*washu*, “Speaker”) ..... *Osamu Kataoka* ( 11 )

A Glimpse into the *Lian zong bao jian* ..... *Tomonobu Andō* ( 25 )  
—Its relation to Qi Song—

Vom Sinn des Leidens ..... *Tetsuji Ikegami* ( 37 )

The Problem of Religious Practice ..... *Haruto Hata* ( 49 )  
—The Spiritual Realm Revealed by “Great Practice”—

**Recent Publications** ..... ( 61 )

### Miscellaneous

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

## 大谷学会規程

会務を統理する。

四月一日から施行する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。  
2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

### 大谷学会役員

委員 岩見 至 大屋 憲一

柏原 祐泉 高橋 憲昭

内藤 史朗 名畑 崇

広瀬 英一 細川 行信

箕浦 恵了 山本 唯一

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 会員は本会の出版物にその研究

を発表し、「大谷学報」並びに「大

谷大学研究年報」の配布を受け、本

会主催の会合に出席することができる。

第九条 会員の会費は年額四千円とする。但し、学生会員は貳千円とする。

第一〇条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第一一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第二二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十五年

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の学術

研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

大谷学会

編集兼 訓 覇 曄 雄

発行者 西 村 七 兵 衛

印刷者 京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大 谷 学 会

振替 京都 一八三九三番

電話 〇七五 四三三三三三

郵便 番号 六 〇 三

昭和五十五年六月三十日発行